

## 第22回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年11月25日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

### 1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	9番 佐々岡常喜	10番 大谷 数義
11番 齋藤 久行	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄	14番 岡本 健治
15番 小松原常雄	16番 三浦 寿紀	17番 狭間 延雄	18番 松山 純久
20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯	23番 原田 和義	24番 神田 進
26番 宮崎 龍生	27番 渡辺 弘之	28番 大屋 幸	29番 渡邊 弘登
30番 三浦 博文	31番 岩地 正男	32番 野上 省三	34番 玉田 一
35番 埴本 徹夫	37番 岩田 功		

### 2. 欠席委員

5番 林 秀司	6番 三浦 万人
19番 安床 俊雄	22番 三明 多佳志
25番 岡本 嗣喜	33番 佐々木京子
36番 徳田 マスエ	

### 3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長 柴田主任主事  
農林振興課農業振興係 森川主任主事  
農林土木係 山田主任技師

会 長 おはようございます。ただいまから第22回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5番 林委員、6番 三浦委員、19番 安床委員、22番 三明委員、25番 岡本委員、33番 佐々木委員、36番 徳田委員、以上7名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、3番 廣瀬委員から早退の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、21番 岡堂委員、23番 原田和義委員です。よろしくお願ひします。

会 長 では、議事に入ります。

会 長 議第1号、大津地区区画整理事業（農地災害関連区画整備事業）及び浜田二期地区区画整理事業（団体営農業基盤整備促進事業）換地計画について、同意を求めらる。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 土地改良法第52条第8項の規定により、農地災害関連区画整備事業（大津地区区画整理事業と団体営農業基盤整備促進事業（浜田二期地区区画整理事業）について 審議のうえ 農業委員会の同意をいただきたいと思ひます。

では、換地計画について 農林振興課 農林土木係 山田主任技師 より 説明させていただきます。

事 務 局 （農林土木係 山田主任技師、別添資料に基づいて説明）

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひします。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の大津地区区画整理事業と浜田二期地区区画整理事業換地計画について、同意いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。それでは、同意いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きます、議第2号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。  
それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、農用地利用集積計画  
の策定について、審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。  
では、農用地利用集積計画について、農業委員会柴田主任主事より、説明させて  
いただきます。

事 務 局 失礼します。事務局の柴田です。よろしくお願ひいたします。  
それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画  
(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用  
地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて  
計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、6件  
20筆、30,227 m<sup>2</sup>となっております。また、農地保有合理化事業で所有権移転が  
1件、8筆、12,863 m<sup>2</sup>となっております。  
申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第  
18条第3項の各要件を満たしていると考えております。  
公告日は11月29日を予定しており、利用権設定については開始日を12月  
1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。  
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひます。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 員 ~全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きます、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局  
の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権

移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料2ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、下府町の畑 合計 520 m<sup>2</sup>です。場所は市立国府小学校から約 500 m南東の下府町5町内です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は23a余りとなり、浜田自治区の下限面積基準を満たしております。

取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長      ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号については三明委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方で説明をお願いします

事 務 局      はい、1号でございますが、先般、三明委員さんと事務局の私たちの方で現場を確認して、問題は無いと聞いております。

会 長      以上で、第3条申請について1件の説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

第16番      (三浦 寿紀 委員) 16番三浦です。現地の写真では、赤いラインが現地の境界と理解しますが、そこに建築物が見えます。これも、この畑に入っているのでしょうか。

事 務 局      はい、結論から申し上げますと、入っています。しかしながら、小さい農業用倉庫でありまして、これを含めてということでございます。厳密に言えば、届け出が必要であります。面積が狭いので、転用申請は必要ないと考えます。なに

ぶん、建物も古く、過去に届け出があったのかも定かではありません。

会 長 三浦委員、よろしいでしょうか。

では採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、先ほどの資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、下府町の畑421㎡です。場所は市立国府小学校から約700m南東の下府町5町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用区域の地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、生活排水は下水に接続し、雨水等は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑145㎡です。場所は、三隅火力発電所から約1km北東の松原西です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に庭と駐車場にするもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号・4号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑93㎡と、同じく向野田の畑93㎡です。場所は、三隅郵便局から約100m東の向野田2区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居区域地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので、周りに農地はなく他の農

地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上4件です。

会 長 　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明  
がありましたらお願いします。

会 長 　1号については三明委員ですが、事務局の方で説明をお願いします

事 務 局 　はい、1号でございますが、先般、三明委員さんと事務局の私たちの方で現場  
を確認して、問題は無いと聞いております。

会 長 　2号、お願いします

第27番 　（渡辺 弘之 委員）27番渡辺です。先日、事務局さんと一緒に現地を確認し  
ました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

会 長 　3号・4号、お願いします

第34番 　（玉田 一 委員）34番玉田です。先日、現地を確認しました。問題等あり  
ませんので、よろしく願いいたします。

会 長 　以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござい  
ましたらお願いします。

第9番 　（佐々岡常喜 委員）9番佐々岡でございます。5条申請の2号について、写真  
と図面では、道があるように見えますが、どこにありますか。

事 務 局 　はい、地図が古いものでありまして、地図上で言いますと、県道益田種三隅線  
がありますが、矢印の所に横方向に新しい道がついています。今後は、資料作成  
時には、手書きしたいと思えます。

会 長 　佐々岡委員、よろしいでしょうか。

会 長 　ほかに無いようですので、採決に入りたいと思えます。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 　～挙手 多数

会 長 　ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されまし  
たので、そのように処理をいたします。

会 長 　続きまして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いし  
ます。

それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料10ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外5筆の田、合計3,276㎡です。場所は、井野郵便局から約200m北の、三隅町井野東下今明地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野しています。

続きまして2号は資料11ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、金城町小国の田、外2筆の田畑、合計1,256㎡です。場所は、市立小国公民館から約2.2km東の、金城町小国柚根です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林・原野しています。

続きまして3号は資料12ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、国分町の畑、外2筆の畑、合計1,135㎡です。場所は、県立浜田養護学校から約700m北東の、国分町1町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして4号は資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、下府町の田、304㎡です。場所は、高速道浜田ICから約750m北西の、下府町桜ヶ丘です。当該申請地は、現在、庭や駐車場が建築されておりますが、昭和26年以前から宅地となっていると思われま。

続きまして5号は資料14ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、弥栄町木都賀の田、外25筆の田畑、合計19,268㎡です。場所は、市立弥栄中学校県立浜田養護学校から約2.5km南西の、小熊地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林・原野化しています。

続きまして6号・7号は資料15ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑、外12筆の田畑、合計5,237㎡と三隅町黒沢の田86㎡です。場所は、市立弥栄中学校から約2.5km西の、三隅町井野、上小原地区と、三隅町黒

沢、黒沢 1 区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林・原野化しています。

転用統制外証明願は、以上 7 件です。

会 長  ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会 長  1 号お願いします。

第 1 1 番 (齋藤 久行 委員) 1 1 番齋藤です。先日、現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしくお願いいたします。

会 長  2 号お願いします。

第 2 3 番 (原田 和義 委員) 2 3 番原田です。先般、事務局さんと 15 日に現地を確認しましたので、よろしくお願いいたします。

会 長  3 号・4 号については三明委員ですが、事務局の方で説明をお願いします

事 務 局  はい、3 号・4 号についてですが、先般、三明委員さんと事務局の私たちとで現場の方を確認して、問題は無いと聞いております。

会 長  5 号お願いします。

第 1 6 番 (三浦 寿紀 委員) 1 6 番三浦です。ただいま事務局からの説明のとおりで、なんら問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

会 長  6・7 号お願いします。

第 3 2 番 (野上 省三 委員) 3 2 番野上です。先般、現地を確認しました。問題等ございませんので、よろしくお願いいたします。

会 長  以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。  
ございませんか。

第 3 7 番 (岩田 功 委員) 3 7 番岩田です。1 号について、写真を見ると、区画整備してあるように見えますが、何年くらいに整備したのか分かれば、教えてください。

事 務 局  はい、登記簿上では、昭和 6 3 年に換地処分となっています。

第 3 7 番 (岩田 功 委員) 写真では、奥に家が見えて、その前のように思うんですが、この家が、土地の持ち主なのですか。



事務局 はい、年齢までは分かりませんが、もう耕作しないとのことですよ。  
会長 岩田委員、よろしいでしょうか。  
会長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。  
委員 ～挙手 多数  
会長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。  
事務局 それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料17ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、下有福町の畑、766㎡の内6㎡です。場所は、市立国分公民館有福分館から、約100m北の下有福西町内です。この届出は、平成28年10月28日から平成28年11月28日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして農地利用目的変更届について報告いたします。

農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号について、説明します。資料19ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、三隅町河内の田、825㎡です。場所は、浜田市三隅支所から約2.2km南の、三隅町河内、鹿子谷地区です。この届けは、田を、畑として利用するものです。

会長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 別添、事務連絡をご覧ください

1点目は農地相談について、先般11月5・6日と昨年と同様に金城のさざんか祭りにおいて金城の委員さんを中心に農地相談を実施し、2日間で9人の方から相談を受けました。内容としては、農地の草刈をしてほしいとか、草を刈るよう指導してほしい、非農地証明になるか、誰か作ってくれないか など、高齢化等で農業が出来にくい状況の話がありました。

2点目は、先般お話ししました農業者年金の加入推進についてですが、該当名簿の方に電話で確認をしたところ、別紙10名の方に個別訪問を実施したいと考えています。訪問は委員さんと事務局、JA、会長さんでなるべく一緒に訪問をした

いと考えています。日程について事務局の方で、本人との訪問日時について日程調整をしますので、該当する委員さんは総会終了後すみませんが、お集まりください。

事務局からは、以上です。

会 長 そのほか全般について、皆様方から何かありましたらお願いします。  
第10番 (大谷 数義 委員) 10番大谷です。農地パトロールが終わっていると思いますが、私の担当地区は筆数も多く、「該当する土地が分からない」として、報告しました。事務局として、今回の報告について、取り扱いをどのように考えているのか教えてください。

事 務 局 今、集計中でございます。今年度分はおよそ1,000筆ありますが、11月中の発送は難しいと思います。早急に取りまとめて、利用意向調査書を早急に発送します。地籍調査も終わってないこともありますので、地番については、推測となっていると注釈をつけたいと思っています。

第10番 (大谷 数義 委員) 来年度以降の農地パトロールの際には、航空写真では、分からない場所が多くありましたので、もう少し詳しい地図が欲しいと思います。

事 務 局 はい、新しい地図で詳しいものがあるにはあるのですが、地籍調査が終わっていない場所については、お渡しできません。今回お渡しした地図で、詳しい地図が欲しい場合には、拡大印刷したものをお渡ししますので、連絡してください。

会 長 大谷委員、よろしいでしょうか。

会 長 ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第22回総会を終了します。

終了 午前10時25分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員